

# 山梨県公報

第千六百九十一号

平成十八年

八月十七日

木曜日

## 目次

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………六〇三  
 結核予防法に基づく医療機関の指定……………六〇三  
 保安林の指定の予定(五件)……………六〇三  
 道路の供用開始……………六〇五

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六〇五  
 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六〇五  
 保安林の所在不分明通知……………六〇八  
 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………六〇九  
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六〇九  
 公安委員会……………六〇九  
 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六〇九

## 告 示

**山梨県告示第四百三十一号**  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。  
 平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
医療法人康麗会山梨峡東病院	笛吹市石和町市部八百九の一

山梨県告示第四百三十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
医療法人康麗会笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七の一
ウエルシア薬局ナカヤ石和店	笛吹市石和町井戸七十二
雨宮調剤薬局	都留市つる五丁目六百三十五番地一

**山梨県告示第四百三十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所  
南巨摩郡鯉沢町鳥屋字青島一三八の一、一四四
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字青島一三八の一(次の図に示す部分に限る。)、一四四
      - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鯉沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)



- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四百三十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所  
南アルプス市築山字家下四五九、四六三の一、四六三の二、四六四
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字家下四五九・四六四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
  - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四百三十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年九月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
国道	一四〇号	山梨市大字万力字足原田一〇九七番の四地先から 山梨市大字万力字足原田一〇一五番二の地先まで	一一六・五	平成十八年 八月十七日

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年七月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人甲西福祉会
  - 2 代表者の氏名 新津齊
  - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市古市場二百四十三番地
  - 4 定款に記載された目的
- この法人は、障害児（者）に対して「地域生活支援事業」を行い、障害児（者）の自立と社会参加を図るため、地域社会及び行政の理解を深め、障害児（者）の地域での普通の暮らしの実現にむけて、地域福祉に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年七月二十九日から同年九月二十八日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第四十八条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十八年八月十七日

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
介護老人福祉施設りんどうの里	西八代郡市川三郷町高田三〇四三番地	一九七〇六〇〇三一六	介護老人福祉施設	平成十七年十二月一日
居宅支援小春日和	甲府市貢川本町一丁目八番地	一九七〇一〇二〇五七	居宅介護支援	平成十七年十二月一日
指定居宅介護支援事業所ひや	西八代郡市川三郷町高田二四二三番地一〇	一九七〇六〇〇三二四	居宅介護支援	平成十七年十二月一日
ハピネスヘルパーステーシヨン	南都留郡富士河口湖町船津六八〇九番地一	一九七一一三〇〇三九五	居宅介護支援	平成十七年十二月一日
長田産婦人科クリニック	甲府市相生二丁目一番七号	一九一〇一一五〇八六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月一日
上野原市国民健康保険直営歯科診療所	上野原市秋山七一一二番地	一九三二〇一一四一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月一日
あさひ調剤薬局	韮崎市若宮二丁目一四番地三	一九四〇九〇〇二三四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月一日
ライフ薬局富士吉田店	富士吉田市上吉田二丁目五番地一	一九四二二二〇五三四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月一日
古屋クリニツク	中巨摩郡田富町山之神一五三三番地二一	一九一〇八〇二一五四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月十六日

まえざわクリニツク	一	一九一〇九〇〇六四四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月十六日
すずらん薬局	中巨摩郡田富町山之神一五三三番地二二	一九四〇八一二二八二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月十六日
あすなる大月薬局	大月市猿橋町殿上五八七番地五	一九四二四二〇二八二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月二十日
アトム薬局アルプス通り店	甲斐市万才八二一番地三	一九四二七二〇二五一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月二十日
甲府共立診療所	甲府市宝一丁目一〇番五号	一九一〇一一五〇九四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十二月二十六日
介護老人福祉施設りんどうの里	西八代郡市川三郷町高田三〇四三番地	一九七〇六〇〇三一六	短期入所生活介護	平成十七年十二月一日
デイサービスセンター「よつ葉」	甲府市東光寺二丁目一九番地二九	一九七〇一一二〇六五	通所介護	平成十七年十二月一日
デイサービスセンター「百葉」	南巨摩郡南部八番地一	一九七〇七〇〇七〇二	通所介護	平成十七年十二月一日
グループホーム「百葉南部」	南巨摩郡南部八番地一	一九七〇七〇〇六九四	認知症対応共同生活介護	平成十七年十二月一日
モアライフ葦崎	葦崎市龍岡町下條南割一九二番地三	一九七〇九〇〇一九五	認知症対応共同生活介護	平成十七年十二月一日
長田産婦人科クリニック	甲府市相生二丁目一番七号	一九一〇一一五〇八六	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年十二月一日

上野原市国民健康保険直営歯科診療所	上野原市秋山七一一二番地	一九三二〇一〇 一四一	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十七年十二月一日
古屋クリニッ	中巨摩郡田富町山之神一五三三番地二一	一九一〇八〇二 一五四	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十七年十二月十六日
まえざわクリニッ	韮崎市若宮二丁目一四番地一	一九一〇九〇〇 六四四	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十七年十二月十六日
甲府共立診療所	甲府市宝一丁目一〇番五号	一九一〇一一五 〇九四	訪問看護（みなし）	平成十七年十二月二十六日
高原会介護保険相談室	南アルプス市荊沢二七八番地	一九七二六〇〇 三七二	居宅介護支援	平成十八年一月一日
長坂小淵沢訪問介護事業所	北杜市長坂上条二五七五番地一九	一九七一九〇〇 二〇二	訪問介護	平成十七年十二月一日
長田産婦人科クリニッ	甲府市相生二丁目一番七号	一九一〇一一五 〇八六	訪問看護	平成十七年十二月一日
上野原市国民健康保険直営歯科診療所	上野原市秋山七一一二番地	一九三二〇一〇 一四一	訪問看護（みなし）	平成十七年十二月一日
古屋クリニッ	中巨摩郡田富町山之神一五三三番地二一	一九一〇八〇二 一五四	訪問看護（みなし）	平成十七年十二月十六日
まえざわクリニッ	韮崎市若宮二丁目一四番地一	一九一〇九〇〇 六四四	訪問看護（みなし）	平成十七年十二月十六日
甲府共立診療所	甲府市宝一丁目一〇番五号	一九一〇一一五 〇九四	訪問看護（みなし）	平成十七年十二月二十六日
高原会介護保険相談室	南アルプス市荊沢二七八番地	一九七二六〇〇 三七二	居宅介護支援	平成十八年一月一日

ケアサービス 風見鶏	甲斐市玉川五三番地二コボ桂三号	一九七一六〇〇 一五六	居宅介護支援	平成十八年一月四日
居宅介護支援事業所フラワ―甲府	中巨摩郡田富町西花輪二七一七番地二	一九七〇八〇〇 九五七	居宅介護支援	平成十八年一月五日
恵信サポートセンターロジエ	山梨市南一三三五番地	一九七〇二〇〇 二五七	居宅介護支援	平成十八年一月十日
土屋医院	大月市大月二丁目二番地二二三	一九一〇四〇〇 八五九	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月十六日
ライフ薬局富士吉田三階店	富士吉田市上吉田二丁目五番地一	一九四二二一〇 五四一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月十六日
川口歯科医院	甲府市中央四丁目八番地一	一九一〇二〇三 二〇三	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月三十日
ふなやまペイン（痛み）クリニッ	甲府市国母一丁目二番地二〇	一九一〇二〇五 一〇三	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月三十日
土屋眼科医院	甲府市伊勢一丁目三番地九	一九一〇二〇五 一一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月三十日
清水眼科医院	山梨市下石森一一七三番地一	一九一〇二〇〇 六〇七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月三十日
共立診療所さるはし	大月市猿橋町殿上五八七番地一	一九一〇四〇〇 八四二	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月三十日
あおぞら薬局 国母店	甲府市下飯田二丁目一〇番地三丸幸八イ	一九四〇一一三 二一八	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年一月三十日

土屋医院	大月市大月二丁目一二番地二二三	一九二一四〇〇 八五九	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年一月十六日
川口歯科医院	甲府市中央四丁目八番地一	一九二〇二〇三 二〇三	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年一月三十日
ふなやまペイン（痛み）クリニック	甲府市国母一丁目二番地二〇	一九二〇二〇五 一〇三	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年一月三十日
土屋眼科医院	甲府市伊勢一丁目三番地九	一九二〇二〇五 一一	訪問看護（みなし）	平成十八年一月三十日
清水眼科医院	山梨市下石森一七三番地一	一九二〇二〇〇 六〇七	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年一月三十日
共立診療所さるはし	大月市猿橋町殿上五八七番地一	一九二一四〇〇 八四二	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年一月三十日
土屋医院	大月市大月二丁目一二番地二二三	一九二一四〇〇 八五九	訪問看護（みなし）	平成十八年一月十六日
川口歯科医院	甲府市中央四丁目八番地一	一九二〇二〇三 二〇三	訪問看護（みなし）	平成十八年一月三十日
ふなやまペイン（痛み）クリニック	甲府市国母一丁目二番地二〇	一九二〇二〇五 一〇三	訪問看護（みなし）	平成十八年一月三十日
土屋眼科医院	甲府市伊勢一丁目三番地九	一九二〇二〇五 一一	訪問看護（みなし）	平成十八年一月三十日
清水眼科医院	山梨市下石森一七三番地一	一九二〇二〇〇 六〇七	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年一月三十日

共立診療所さるはし	大月市猿橋町殿上五八七番地一	一九二一四〇〇 八四二	訪問看護（みなし）	平成十八年一月三十日
-----------	----------------	----------------	-----------	------------

● 保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の規定による通知を受け取るべきその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成十八年八月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
大月市大月町真木字間明野原六五六一、六五六三	仁科道脩	根抵当権

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字間明野原六五六一・六五六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林指定告示

平成十八年三月二十四日農林水産省告示第三百八十五号



● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（一工区）に含まれる地域の名称  
 南都留郡鳴沢村字軽水八五三三の一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南都留郡富士河口湖町西湖青木ヶ原二千六十八番地の一 富士観光興業株式会社  
 代表取締役 新田勝章

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 南都留郡富士河口湖町浅川字産屋ヶ崎二九の四、五八の一、五九、六〇、六一、六一の二、六二の一並びに字西ノ圃六五の一、六六、六七、六八、六九、七〇、七〇の二、七一、七二、七三、七四、七五の一、八三及び八四の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南都留郡富士河口湖町浅川六十一番地 株式会社河口湖第一ホテル 代表取締役  
 宮下明壽

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 南都留郡忍野村忍草字白久保三一六二の四八、三一六二の五五、三一六二の五七、三一六二の五八、三一六二の五九、三一六二の六〇、三一六二の六一、三一六二の六二、三一六二の六三、三一六二の六四及び三一六二の六五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 富士吉田市竜ヶ丘三丁目一番十一号 株式会社丸将不動産 代表取締役 奥脇雄治

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成十八年八月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（一工区）に含まれる地域の名称  
 中央市東花輪字山王九五の一、九五の七、九五の八、九五の九、九五の一〇、九五の一、九五の二及び九五の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第八十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安

委員会規則第七号（第四条の規定により告示する。）

平成十八年八月十七日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第一中

二九〇	甲府市宝一丁目三九番七号先（市道朝日西青沼線と市道穴切南通り線と市道丸の内二丁目九号線との十字路交差点）	舞鶴小通学路	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	--	--------	----------------------

二九〇	甲府市宝一丁目三九番七号先（市道朝日西青沼線と市道穴切南通り線と市道丸の内二丁目九号線との十字路交差点）	舞鶴小通学路	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	--	--------	----------------------

二九一	甲府市砂田町五番六号先（国道四一―号（城東バイパス）と市道善光寺蓬沢線との丁字路交差点）	砂田橋南	平成一八年八月一七日 告示第八四号
-----	--	------	----------------------

二九二	甲斐市中下条七九四番地一先（市道境下条線と市道中下条公園線との十字路交差点）	中下条公園入口	平成一八年八月一七日 告示第八四号
-----	--	---------	----------------------

一六二	笛吹市石和町松本一七七番地一先（県道石和温泉停車場線と県道石和温泉停車場松本線との十字路交差点）	石和温泉駅前	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	--	--------	----------------------

一六二	笛吹市石和町松本一七七番地一先（県道石和温泉停車場線と県道石和温泉停車場松本線との十字路交差点）	石和温泉駅前	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	--	--------	----------------------

一六三	字路交差点） 笛吹市石和町四日市場三一番地一先（県道白井河原八田線（国道二〇号取付路）と市道二八七号線との十字路交差点）	石和南小前歩道橋南	平成一八年八月一七日 告示第八四号
-----	---	-----------	----------------------

一六四	笛吹市石和町四日市場一〇番地一先（県道白井河原八田線（国道二〇号取付路）と市道一四八号線との十字路交差点）	石和南小前歩道橋北	平成一八年八月一七日 告示第八四号
-----	---	-----------	----------------------

一六五	笛吹市御坂町成田二、一二四番地二先（市道御坂九四〇号線と市道御坂九五〇号線との十字路交差点）	下成田	平成一八年八月一七日 告示第八四号
-----	--	-----	----------------------

七	山梨市万力一、一六七番地先（国道一四〇号と県道上万力南線と市道との交差点）	万力十字路	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
---	---------------------------------------	-------	----------------------

七	山梨市万力一、一六七番地先（県道万力小屋敷線と市道との交差点）	万力十字路	平成一八年八月一七日 告示第八四号
---	---------------------------------	-------	----------------------

七六	甲州市塩山赤尾六一三番地二先（国道四一―号と県道塩山勝沼線との十字路交差点）	赤尾	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
----	--	----	----------------------

七六	甲州市塩山赤尾六一三番地二先（国道四一―号と県道塩山勝沼線との十字路交差点）	赤尾	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
----	--	----	----------------------



七九	七八	七七	八〇
甲州市塩山上塩後九九〇番地先 (市道上井尻三〇号線と市道上 井尻二七号線との十字路交差点 )	甲州市塩山上井尻七七八番地先 (市道上井尻三〇号線と市道上 井尻二六号線との十字路交差点 )	甲州市塩山上井尻一、二五一番 地二先(県道塩山勝沼線と市道 上井尻三〇号線との丁字路交差 点)	甲州市塩山千野三、四九〇番地 先(国道四一一号と市道との丁 字路交差点)
合同庁舎北	井尻小学校入 口	上井尻	塩山北小学校 前
平成一八年八月一七日 告示第八四号	平成一八年八月一七日 告示第八四号	平成一八年八月一七日 告示第八四号	平成一八年八月一七日 告示第八四号

に改める。  
別表第三中

六八七	六八七
市道南 裏線	市道南 裏線
上野原市上野原三、 七七九番地先(上野 原市役所北東角交差 点)から上野原市上 野原三、七七〇番地 先(県道上野原あき る野線との交差点) まで(二〇五メート ル)	上野原市上野原三、 七七九番地先(上野 原市役所北東角交差 点)から上野原市上 野原三、七七〇番地 先(県道上野原あき る野線との交差点) まで(二〇五メート ル)
大型自 動車、 大型特 殊自動 車(マ イクロ バスを 除く。)	大型自 動車、 大型特 殊自動 車(マ イクロ バスを 除く。)
終日	終日
上野 原	上野 原
平成一八年六月二 二日 告示第六〇号	平成一八年六月二 二日 告示第六〇号

を

六八七	六八七
市道南 裏線	市道南 裏線
上野原市上野原三、 七七九番地先(上野 原市役所北東角交差 点)から上野原市上 野原三、七七〇番地 先(県道上野原あき る野線との交差点) まで(二〇五メート ル)	上野原市上野原三、 七七九番地先(上野 原市役所北東角交差 点)から上野原市上 野原三、七七〇番地 先(県道上野原あき る野線との交差点) まで(二〇五メート ル)
大型自 動車、 大型特 殊自動 車(マ イクロ バスを 除く。)	大型自 動車、 大型特 殊自動 車(マ イクロ バスを 除く。)
終日	終日
上野 原	上野 原
平成一八年六月二 二日 告示第六〇号	平成一八年六月二 二日 告示第六〇号

に改める。  
別表第四中

六八八	六八八
市道	市道
甲府市丸の内二丁目 三五番七号先から甲 府市丸の内二丁目三 七番四号先まで(六 メートル)	甲府市丸の内二丁目 三五番七号先から甲 府市丸の内二丁目三 七番四号先まで(六 メートル)
大型自 動車、 大型特 殊自動 車	大型自 動車、 大型特 殊自動 車
終日	終日
甲府	甲府
平成一八年八月一 七日 告示第八四号	平成一八年八月一 七日 告示第八四号

九七	九七
町道 本町、 奈須部 丸畑線	町道 本町、 奈須部 丸畑線
北都留郡上野原町上野 原三、四四九番地先か ら北都留郡上野原町上 野原三、四四三番地先 まで (九五メートル)	北都留郡上野原町上野 原二、〇七一番地先か ら北都留郡上野原町上 野原二、一〇七番地先 まで (一五〇メートル)
車両 (軽車 両を除 く)	車両 (軽車 両を除 く)
車両進行 北から南 へ八時か ら九時ま で	車両進行 北から南 へ八時か ら九時ま で
上野 原	上野 原
六一・六・二 六 二五号	六一・六・二 六 二五号

を

九七	九八
市道本 町奈須 部丸畑 線	市道本 町奈須 部丸畑 線
上野原市上野原三、四 四九番地先から上野原 市上野原三、四四三番 地先まで(九五メート ル)	上野原市上野原二、〇 七一番地先から上野原 市上野原二、一〇七番 地先まで(一五〇メ ートル)
車両 (軽車 両を除 く)	車両 (軽車 両を除 く)
車両進行 北から南 へ七時三 〇分から 八時三〇 分まで	車両進行 北から南 へ七時三 〇分から 八時三〇 分まで
上野 原	上野 原
平成一八年八 月一七日 告示第八四号	平成一八年八 月一七日 告示第八四号

に、	一 二	市道 春日小 学校西 通り線	甲府市丸の内二丁目三 五番七号先から甲府市 丸の内二丁目七番二三 号先（鈴与甲府支店） まで （五五〇メートル）	車両 （二輪 ・軽車 両を除く）	車両進行 南から北 へ	甲府 平四・三・五 七号	分まで
を	一一	市道	甲府市丸の内二丁目三 七番四号先から甲府市 丸の内二丁目七番二三 号先まで（四八四メー トル）	車両（ 二輪・ 軽車両 を除く）	車両進行 南から北 へ 終日	甲府 平成一八年八 月一七日 告示第八四号	
に、	三〇	町道 北裏線	北都留郡上野原町上野 原三、四五三番地先か ら北都留郡上野原町上 野原三、五三六番地先 まで （一六〇メートル）	車両 （軽車 両を除く）	車両進行 東から西 へ 八時から 九時まで	上野 原 六一・六・二 六 告示 第二五号	
を	三〇	市道北 裏線	上野原市上野原三、四 五三番地先から上野原 市上野原三、五三六番 地先まで（一六〇メー トル）	車両（ 軽車両 を除く）	車両進行 東から西 へ 七時三 〇分から 八時三〇 分まで	上野 原 平成一八年八 月一七日 告示第八四号	

に改める。  
別表第六中

に、	四九六	国道一 〇号	上野原市上野原三、 二三八番地先（明誠 高等学校入口交差点 西側）	東進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	上野原	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
を	四九七	市道	甲府市丸の内二丁目 三七番四号先（甲府 市医師会館南側）	東進す る車両 （二輪 ・軽車 両を除く）	終日 七時か ら九時 まで	甲府	平成一八年八月 一七日 告示第八四号
に、	二、三二九	町道	東八代郡石和町四日市場八番一 号	東進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	石和	五四・四・二七 二三号
を	二、三二九	削除		東進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	笛吹	平成一八年八月 一七日 告示第八四号
に、	三、九九九	町道	中巨摩郡敷島町中下条七九四番 地の一先	東進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	甲府	平七・三・一六 告示

に改める。  
別表第十中

五、一八二	国道四一〇号(城東バイパス)	甲府市砂田町五番六号先(国道四一〇号(城東バイパス)と市道善光寺蓬沢線との丁字路交差点)	二	甲府	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
五、〇三九	市道上井尻三〇号線	甲州市塩山上井尻七六八番地先(上井尻南交差点)	四	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号
五、〇三九	市道上井尻三〇号線	塩山市上井尻四二〇番地先	一	塩山	平成一六年七月二二日 告示第四六号
四、六九九	市道上塩後一七号線	甲州市塩山上塩後九九〇番地先(合同庁舎北交差点)	四	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号
四、六九九	市道上塩後一七号線	塩山市上塩後九九七番地先	二	塩山	平成一六年七月二二日 告示第四六号
三、九九九	市道	甲斐市中下条七九四番地の一先(中下条公園入口交差点)	一	甲府	平成一八年八月一七日 告示第八四号
					第一五号

一、三	市道上塩後一七号線	塩山市上塩後一、二、三番地の一先(東山梨合同庁舎南東角交差点)から塩山市上塩後九	六二五	車両(原付・けん引を除く)	四〇	塩山	平成一八年一月三〇日 告示第四八号
一、三	市道上塩後二九号線	塩山市下塩後一番地の一先から山梨市下井尻一四八番地先(東山梨合同庁舎南側)までの両側	三五〇	車両(原付・道路・交通法・施行令第十二項第一、第二号、同条第二項に規定するけん引を除く)	四〇	塩山	平六・一 二・一 告示 第五三三号
五、一八四	市道中央通り線	上野原市上野原一、六三六番地先	一	上野原	上野原	平成一八年八月一七日 告示第八四号	告示第八四号
五、一八三	県道塩山勝沼線	甲州市塩山上井尻一、二五二番地二先(上井尻交差点)	二	塩山	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号	告示第八四号
五、一八二	国道四一〇号(城東バイパス)	甲府市砂田町五番六号先(国道四一〇号(城東バイパス)と市道善光寺蓬沢線との丁字路交差点)	二	甲府	甲府	平成一八年七月二四日 告示第七〇号	告示第七〇号

に改める。  
別表第十四中

上塩後二五号線	九七番地先までの両側				
---------	------------	--	--	--	--

一、三 八一	市道上 塩後二 九号線	甲州市塩山上塩後一、二、三、九番地先から山梨市下井尻一四八番地先(東山梨合同庁舎南側)までの両側	一五四	車両(原付・けん引を)を除く。	四〇	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号
一、三 八一	市道下 井尻三 〇号線	甲州市塩山下塩後二一一番地先(合同庁舎南交差点)から甲州市塩山上井尻一、二、五一番地二先(上井尻交差点)までの両側	一、六〇〇	車両(原付・けん引を除く。)	五〇	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号

に改める。  
別表第十五中

四五三	県道富土川身延線	南巨摩郡身延町大島四、一八五番地先から南巨摩郡身延町大島地内(扶桑建設資材置場先)までの両側	一、一七〇	車両	終日	南部	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-----	----------	--	-------	----	----	----	----------------------

四五三	県道富土川身延線	南巨摩郡身延町大島四、一八五番地先から南巨摩郡身延町大島地内(扶桑建設資材置場先)までの両側	一、一七〇	車両	終日	南部	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-----	----------	--	-------	----	----	----	----------------------

四五四	市道下井尻三〇号線	甲州市塩山下塩後二一一番地先(合同庁舎南交差点)から甲州市塩山上井尻一、二、五一番地二先(上井尻交差点)までの両側	一、六〇〇	車両	終日	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号
-----	-----------	---	-------	----	----	----	----------------------

に改める。  
別表第十六中

三六	町道	南巨摩郡増穂町天神中条七二二番地先西側	鰍沢	五・六・五二〇号
三七	町道	南巨摩郡増穂町天神中条七二三番地の二先東側	鰍沢	五・六・五二〇号

三六	削除		鰍沢	平成一八年八月一七日 告示第八四号
三七	削除		鰍沢	平成一八年八月一七日 告示第八四号

七九五	町道	東八代郡石和町四日市場八番地先(南進国道二〇号線へ進入するもの)	石和	四九・四・一一六号
七九六	町道	東八代郡石和町四日市場二四番地の二先(北進国道二〇号線へ進入するもの)	石和	四九・四・一一六号

七九五	削除		笛吹	平成一八年八月
-----	----	--	----	---------

七、八九八	削除	笛吹	平成一八年八月一七日 告示第八四号
七、八九八	町道	石和	平成一八年八月一七日 告示第八四号
東八代郡石和町四日市場三二番地の一先			
六、八五一	削除	笛吹	平成一八年八月一七日 告示第八四号
六、八五〇	削除	笛吹	平成一八年八月一七日 告示第八四号
六、八五一	町道	石和	平成一八年八月一七日 告示第八四号
六、八五〇	町道	石和	平成一八年八月一七日 告示第八四号
東八代郡御坂町成田二、一二四番地の二先(東八代自動車整備組合西交差点南進方向)			
東八代郡御坂町成田二、一二四番地の二先(東八代自動車整備組合西交差点北進方向)			
七九六	削除	笛吹	平成一八年八月一七日 告示第八四号

一〇、〇八五	削除	笛吹	平成一八年八月一七日 告示第八四号
一〇、〇八五	町道	石和	平成一八年八月一七日 告示第八四号
東八代郡石和町四日市場一〇番地の一先(東進車両)			
一〇、〇六四	削除	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号
一〇、〇六四	市道上塩後線	塩山	平成一八年八月一七日 告示第八四号
塩山市上塩後九九七番地先(北進車両)			
七、九六六	削除	鵜沢	平成一八年八月一七日 告示第八四号
七、九六五	削除	鵜沢	平成一八年八月一七日 告示第八四号
七、九六六	町道	鵜沢	平成一八年八月一七日 告示第八四号
七、九六五	町道	鵜沢	平成一八年八月一七日 告示第八四号
南巨摩郡増穂町天神中条七二二番地の二先			

を			
一一、一〇七	市道	笛吹市石和町四日市場四二番地先(市道と県道小石和市部線との丁字路交差点・東進車両)	笛吹
一一、二〇八	市道	甲府市丸の内二丁目三七番四号先(甲府市医師会館南側・東進車両)	甲府
			平成一八年七月二四日 告示第七〇号
			平成一八年八月一七日 告示第八四号

に改める。

に			
一〇、八一七	市道上井尻三〇号線	塩山市上塩後九九〇番地先(南進車両)	塩山
一〇、八二八	市道上井尻三〇号線	塩山市上井尻四二〇番地先(北進車両)	塩山
			平成一六年七月二二日 告示第四六号
			平成一六年七月二二日 告示第四六号

を			
一〇、八一七	削除		塩山
一〇、八一八	削除		塩山
			平成一八年八月一七日 告示第八四号
			平成一八年八月一七日 告示第八四号

に			
一一、〇九五	国道四一―号(城東バイパス)	甲府市砂田町五番六号先(国道四一―号(城東バイパス)と市道善光寺蓬沢線との丁字路交差点・西進車両)	甲府
			平成一八年七月二四日 告示第七〇号

を			
一一、〇九五	削除		甲府
			平成一八年八月一七日 告示第八四号

に			
一一、一〇七	市道	笛吹市石和町四日市場四二番地先(市道と県道小石和市部線との丁字路交差点・東進車両)	笛吹
			平成一八年七月二四日 告示第七〇号